

《墨田区総合体育館団体登録・更新必要書類一覧》

必要書類等							
<input type="checkbox"/>	・登録(ID)カード ※新規登録は除く						
<input type="checkbox"/>	・代表者身分証明書(原本) ※登録及び更新手続きは代表者が行ってください。						
<input type="checkbox"/>	・団体登録申請書						
<input type="checkbox"/>	・団体名簿 ※利用者全員分の提出が必要です。登録がない方は利用できません。 ※団体構成員としての登録は小学生以上の方が対象です。3歳～小学生未満のお子様につきましては保護者同伴でのご利用が可能です。その際は必ず保護者の方の構成員登録を行ってください。						
<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>区民団体</td> <td>総登録人数の半数が墨田区 在住・在勤・在学である必要があります。 『区民・証明書添付用団体名簿』に下に記載の証明書を添付のうえでご提出ください。 なお、証明書添付対象以外の方は『証明書なし・区外団体名簿』をご利用ください。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>区外団体</td> <td>『証明書なし・区外団体名簿』をご提出ください。</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	区民団体	総登録人数の半数が墨田区 在住・在勤・在学である必要があります。 『区民・証明書添付用団体名簿』に下に記載の証明書を添付のうえでご提出ください。 なお、証明書添付対象以外の方は『証明書なし・区外団体名簿』をご利用ください。	<input type="checkbox"/>	区外団体	『証明書なし・区外団体名簿』をご提出ください。
<input type="checkbox"/>	区民団体	総登録人数の半数が墨田区 在住・在勤・在学である必要があります。 『区民・証明書添付用団体名簿』に下に記載の証明書を添付のうえでご提出ください。 なお、証明書添付対象以外の方は『証明書なし・区外団体名簿』をご利用ください。					
<input type="checkbox"/>	区外団体	『証明書なし・区外団体名簿』をご提出ください。					

【区民団体 必要証明書詳細】

区分	必要証明書	該当証明書類	必要記載事項
在住	身分証明書の写し	運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・その他	-
在勤	在勤証明及び身分証明書の写し	【1枚で申請可】 顔写真付社員証	・顔写真 ・会社名 ・墨田区内勤務先住所 ・氏名
		【別途身分証明書の添付が必要】 顔写真なし社員証・名刺・在勤証明書(所定の書式+会社概要、HPの写し等会社が墨田区にあることを証明できるものの写し)	・会社名 ・墨田区内勤務先住所 ・氏名
		+ 運転免許証・健康保険証・住民票・マイナカード・その他	-
		※社員証及び在勤証明書に偽造及び虚偽が認められた場合は関連団体の登録を抹消し、以降利用を認めない場合があります。	
在学	学生証の写し	学生証	・学校名 ・墨田区内学校住所 ・有効期限 ・氏名

<申請に伴う特例> ※必要書類については表面の一般団体と同じです。

	特例内容及び追加必要書類	詳細				
□	※学校団体のみ ・学校団体証明書類	文部科学省・厚生労働省管轄の教育及び保育機関該当団体(幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学等)は教育及び保育団体名(墨田区立〇〇小学校・学校法人〇〇)での登録に限り、教職員名5名のみで登録及び更新をすることができます(生徒等の名簿不要)。代表者は教職員とし、保護者名等での登録はできかねます。また、ID付与数は原則として1IDといたします。既に複数IDでご登録頂いている教育及び保育機関については別途対応いたします。 学校団体証明書類→上記団体であることが記載されたHP・学校概要の記載ページ・名刺等の写し等 注1) 学校団体としての登録は1校当たり1団体となりますので、原則として学校名で登録してください。 注2) ご利用の際は必ず引率責任者として名簿に記載された方が同伴してください。 18歳未満の方のみでのご利用はできかねます。				
□	※障がい者団体 ・障がい者手帳写し	構成員の半数以上が障がい者の団体は障がい者団体として登録することができ、定められた区民・区外団体料金より5割相当額が減免されます。 登録申請書に該当者の障がい者手帳の写しを添付してください。 ※2024年4月利用分より適用				
□	※会議室のみの利用団体 ・企業や協会等の団体であることが記載されたHP・会社概要の写し等	企業及び協会等が会議室のみの利用目的で団体登録される場合に限り、社員(職員・役員)5名での利用登録及び更新をすることができます。 証明書類→企業や協会等の団体であることが記載されたHP・会社概要の写し等 ※名刺は不正に作成されたものを提出されることがあるため内容によってはお断りすることがあります。 注1) 会議室以外もご予約される団体に関しては通常の登録をしてください。 注2) 社内会議・研修でのご利用を原則とし、一般の方を対象としたセミナーなど、 営利及び営業目的とみなされる内容ではお使いいただけません。				
□	※健康診断のみの利用団体	企業等が福利厚生の一環として健康診断でのみ当館(会議室・武道場1/2)を利用する場合に限り、社員(職員・役員)5名での利用登録及び更新をすることができます。 ※病院及び健診センター等が主催のものに関しては営利目的となるため、ご利用いただけません。 ※屋外駐車場を健診車等で利用希望される場合は必ず事前に予約をしてください。 <登録区分> <table border="1" data-bbox="493 1391 1393 1608"> <tr> <td data-bbox="493 1391 620 1469">区民</td> <td data-bbox="620 1391 1393 1469"> 事業所所在地→墨田区 受診者→墨田区在勤・在住者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="493 1469 620 1608">区外</td> <td data-bbox="620 1469 1393 1608"> 事業所所在地に関わらず、受診者に区外の方がいる場合 ※半数が区民である証明ができないため。 受診者に区外の方がいて区民登録を希望する場合は通常登録。 </td> </tr> </table>	区民	事業所所在地→墨田区 受診者→墨田区在勤・在住者	区外	事業所所在地に関わらず、受診者に区外の方がいる場合 ※半数が区民である証明ができないため。 受診者に区外の方がいて区民登録を希望する場合は通常登録。
区民	事業所所在地→墨田区 受診者→墨田区在勤・在住者					
区外	事業所所在地に関わらず、受診者に区外の方がいる場合 ※半数が区民である証明ができないため。 受診者に区外の方がいて区民登録を希望する場合は通常登録。					